



日本共産党平塚市議会議員団
電話0463-23-1111 (内線2375)
平塚市浅間町9-1 平塚市議会控室

No.1338 2015年 12月20日

日本共産党平塚市議会議員団
団 長 高 山 和 義
電話・FAX 31-4638
k.takayama@mb.scn-net.ne.jp
松 本 敏 子
電話・FAX 59-4607
mail@matsumoto-toshiko.jp
渡 辺 敏 光
電話・FAX 31-6431
w-toshi@agate.plala.or.jp

無料法律相談
次回は1月21日(木)
午後4時～6時(要予約)

平塚市議会12月定例会の報告 委員会での議案審議から

<総務経済常任委員でのマイナンバー関係>

◎議案第91号 平塚市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

*この条例は、「番号法」の規定に基づき、個人番号の利用、特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めているものです。

<改正内容のポイント>

- ・番号法の一部改正に伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療における保健事業の実施に関する事務の追加。
- ・住民基本台帳の情報を同一地方公共団体の他の機関が利用する場合であっても、条例整備の必要がないと国から示されたため(市長→教育委員会)、関係条例を削除する。
- ・平塚市国民健康は、「保険料」ではなく地方税法法に基づく「保険税」方式を採用しているため、「保険料の徴収」に係る文言の削除。
- ・後期高齢者医療関係事務の年金特徴事務に必要な介護保険給付等関係情報が、番号法、主務省令、条例に規定されていないため、庁内連携情報に追加する。

<総務経済常任委員会での、この議案に反対の主な理由>

- 「保健事業の実施に関する事務」は特定検診情報に関する事務。この個人情報に番号を付番し、マイナンバー制度の利用範囲を拡大するもの。
 - より深刻なプライバシー侵害や成りすまし等の犯罪を招くおそれが増大する。
 - マイナンバー制度で、個人情報の流出への不安、国民にとって何が便利になるのかわからないと感じている。
 - プライバシーが一度侵害されると、拡散した情報をすべて消去・修正することは困難。
 - マイナンバーと結びつける情報を最小限に限定することが今必要。
- ### ◎議案第93号 平塚市市税条例等の一部を改正する条例

<改正内容のポイント>

- ・猶予制度の見直し(換価の猶予の特例申請)の創設
滞納者の事業継続・生活維持を困難にするおそれがある場合等において、滞納者が納税について誠実な意思を有すると認めるときは、地方団体の長が一定期間換価(代価)ができる、としていたのを、滞納者の申請に基づいても換価の猶予ができる。
- ・担保の徴取基準を条例で定める。
*担保が不要となる基準を、税額50万円以下から税額100万円以下及び3カ月以内の猶予の場合、に改正。
- ・市税の各種申請書等の記載事項について、個人番号または法人番号を記載する。

<総務経済常任委員会での、この議案に反対の主な理由>

- 猶予制度の見直しは、滞納者にとって自らの意思と判断で計画をたてやすくするもので、評価はできるもの。
- 市税の各種申請書等に、マイナンバーを記載しなくても書類は受理され、不利益はないというが、義務として記載は求めていくとしている。
- 行政は、記載がない場合、付番機関から番号の提供を受ける。結局はプライバシー侵害などの危険性が高い。
- 番号制は行政にとっての利便性であり、住民にとってはなにもメリットがない。情報漏えいの危険性だけである。

マイナンバー制度で

最近よくある問い合わせからー

【Q】マイナンバーの提供(申請書類等への記載)拒否できますか。

【A】罰則はありませんが、番号の記載は制度で義務付けられています。
自治体などの番号利用機関が、本人提供がなくても付番機関(地方公共団体情報システム機構)直接番号提供を受け、利用できるしくみもあり
(裏面に続く)

(表面からの続き)

ます。

プライバシー侵害などの危険は、番号制度自体の問題であり、危険をなくすには制度の廃止以外にありません。

*番号の記載は、税の分野では、国税通則法や所得税法のなかで番号の記載を義務付け、社会保障の分野では、厚生労働省令や内閣府令のなかで番号の記載を義務づける法制となっています。

不記載に罰則はありませんが、記載がなければ法令にもとづいて記載を求められます。

また、地方自治体などの番号の利用機関は、本人からの提供以外に、付番機関から番号の提供を受けることができ、本人からの番号の提供の有無にかかわらず、番号のついた個人情報保有することができます。

個人でマイナンバーの提供を仮に拒否できたとしても、付番機関から情報が提供されるため、自治体などの利用機関で保有され利用されることがおこります。

【Q】 国会で9月3日の法改正で、番号の利用範囲が拡大された内容は。

【A】 ○預貯金口座に番号の付番を可能とするもの。銀行などは今後、預貯金口座開設時等に番号の記載を求めてくるでしょうが、記載は任意です。法律上の義務はありません。

○特定検診情報＝身長、体重、腹囲の情報に加え、肝機能検査など血液検査情報等も含まれ、機微な医療等分野情報。

**上記2点は、番号法制定時には、政府も機微性から利用範囲としなかったもの。それを覆し施行後三年をめどとする見直し規定をふみにじって利用拡大をはかるものです。

シティープロモーション、ご存じですか！

今、シティープロモーションに取り組む自治体が相次いでいます。

昨年5月に民間研究機関「日本創生会議」が、今後自治体の人口減少で、「消滅可能性都市」がいくつ生まれる、と発表し、注目されました。

そのような中、多くの自治体が、人口増をめざし、総合計画や人口ビジョンとあわせて、「シティープロモーション」の取り組みをはじめました。

平塚市では、今年11月に「平塚市シティープロモーション指針」を発表しました。まだ基本的なもので、具体的にはこれからですが、12月議会での党議員団の総括質問のテーマにしています。報告は来年以降の議員団ニュースで行います。ここでは、市の基本的な考え方をお知らせします。

＜平塚市のシティープロモーションの目的・定義＞

地域のイメージを高め、知名度を向上させるために地方公共団体などが行う活動。定住人口の獲得、観光客の誘致などを目的としています。

—平塚市の定義—

平塚の魅力や地域資源を磨き上げ、また新たに発掘や創出していくとともにそれらを市内外に効果的に発信していくことで、多くの人から選ばれるまち・住み続けたいと思われるまちを実現していく。

—目的—

- (1) 市民の平塚への愛着・誇りの醸成
- (2) 対外的なイメージの向上
- (3) 交流人口の増加
- (4) 定住人口減少の緩和



視察報告 尼崎市—シティープロモーション—(15年10月29日)

報告では、人口推計で、S40年頃がピークで、H47年36万としている。もう一点強調されていたのが、治安が悪い、ひったくりが多い、公害のまち、というマイナスイメージが強いという。ただ実際にはこれらはすでに克服されてきているという。

逆にアンケートでは、「ずっと住み続けたい」、「当分の間住み続けたい」で約75%。住環境は快適でくらしやすいか、で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」で約83%と非常に高い。

実際にこの市は交通の要所でもあり、大阪まで5分、京都まで35分、バスも充実、空港も近辺に3空港あり、非常に便利である。

このような現状認識から、シティープロモーションのスローガンとして「尼崎を好きな人があふれるまち＝あまらぶ大作戦」という指針を策定した。

取組みとして、子育て世代の定住・転入を促進するため、その世代を対象とした様々なイベントの取組である。

尼崎在住の漫画家や芸能関係者、スポーツ選手もかわり、ファンにもきてもらう。企業の協力もえる(たとえば工場夜景バスツアー)など市民への参加をよびかけ、そこから市を好きになってもらう、というものである。

説明の中で、かなりの数のイベントを行っているが、この担当する課は、職員が課長以下3名、臨時職員3名というメンバーで、長期間担当することができるのか、ということ。

もう一つは、定住・転入人口を増やすことを最終的な目的とし、若い方対象のイベントを行うという方針を掲げている。

人は自らの一生を見通して、生活や生活の場を決めるものだが、そのために子育て支援と、高齢者にとっても住みやすい環境整備や施策も必要になる。